

第2回商工中金の在り方検討会 議事録

日時：平成29年12月1日（金）13：30～15：30

場所：経済産業省別館1階104共用会議室

出席者：川村委員（座長）、翁委員、菊地委員、多胡委員、富山委員、中原委員、家森委員、安藤委員、遠藤委員、可部委員（代理出席）

ゲストスピーカー：飯嶋大三 一般社団法人全国地方銀行協会 一般委員長

株式会社千葉銀行 取締役専務執行役員

内池浩 全国中小企業団体中央会 金融専門委員長

内池醸造株式会社 代表取締役会長

○川村座長 まだ定刻には若干ございますけれども、富山委員がもともと30分程度は遅れられるということで、それ以外の関係者の皆様は全部お集まりですので、始めさせていただきます。

それでは、第2回「商工中金の在り方検討会」を開催いたします。

本日は前回、第1回でかなり網羅的というか、委員の皆さんもかなりトップギアで各在り方に近いところまで踏み込む御発言も一部あったかと思うのですが、いわば前回は総論的に段取りをさせていただき、本日はそういうことも踏まえつつ、主に商工中金の危機対応業務の来し方行く末といいますか、在り方についての集中的な議論を行いたいと思います。

もちろんほかの大きなテーマ、つまりビジネスモデルの在り方あるいはガバナンス等も全く分離されている議論ではありませんので、関連してくることはあり得ると思いますが、本日はあくまでも集中したいのは、商工中金の危機対応業務という点にフォーカスを絞りたいと思います。

そういうこともございましてきょうの進め方でございますが、本日はゲストのプレゼンターお二方にお越しいただいております。民間金融機関の立場、中小企業の立場、それぞれから議論に加わっていただくという趣旨でございまして、お一方は全国地方銀行協会の一般委員長でおられます飯嶋大三千葉銀行取締役専務執行役員。もう一方は、全国中小企業団体中央会の金融専門委員長であられる内池浩さん。このお二人に後ほどプレゼンテーション、そして、それに続くディスカッションをさせていただきたいと思います。

前半の1時間の分け方としましては、今の御両者、飯嶋様、内池様からそれぞれ10分ないし15分程度のプレゼンを行っていただき、その後、私ども委員のほうで30分程度質疑応答をさせていただき、おおむね1時間ということで、また、危機対応業務にテーマを絞って議論をさせていただきたいと思います。

後半1時間が我々のディスカッションとなるのですが、せっかくでございますので、飯嶋委員長、内池委員長にもオブザーバーとして御参加願ひ、危機対応業務というこ

とにテーマを絞った議論をさせていただきたいと思います。

iPadに資料1から4まで格納されていると思いますけれども、もし不備がございましたら事務局までお申し出ください。

本日の委員の御出席でございますが、先ほども申しましたように富山委員は所用でどうしても前半30分程度遅れて参加される。また、翁委員は会議が重なっております、後半15分程度を残す形で中座するかもしれないということでございます。また、中小企業庁の安藤長官は、前半1時間は代理出席で対応させていただく。また、財務省の可部総括審議官は本日は代理出席。ちょうど国会等の関係がございまして、かなり押せ押せというスケジュールでございますが、大体このような段取りで進めていきたいと思います。

では、早速でございますが、まずきょうのゲストの方々からのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

初めに、地方銀行協会の飯嶋委員長からお願いしたいと思います。

○地銀協飯嶋一般委員長 本日はこのような機会をいただきまして、まことにありがとうございます。御紹介いただきました全国地方銀行協会一般委員長を務めております、千葉銀行の飯嶋でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料に沿いまして説明させていただきます。資料2でございます。

私どもがこれまでに実施してきました政府系金融機関との協業や民業補完について、この対話の会を踏まえまして、地方銀行が商工中金様を含みます政府系金融機関に期待する役割、議題となります危機対応業務の在り方などについて述べさせていただきたいと思っております。

資料の2ページをお願いします。私どもが考えます民業補完のあるべき姿というのは、民間でできることは民間が行い、民間だけでは対応が難しいことについては、政府系金融機関に御協力いただくということであると認識しております。しかしながら、私どものもとには、政府系金融機関が地域金融機関の活動領域に過度に介入しているという声が数多く寄せられております。このような声を受けまして、地方銀行協会では東日本大震災後の2012年8月より政府系金融機関の活動実態について、会員行向けのアンケートを実施しております。

アンケートは過去5回実施しておりまして、問題として挙げられました事例を都度、政府系金融機関との民業補完の徹底に向けた対話のツールとして利用してまいりましたが、今のところ問題の解決には至っておりません。

3ページ、こちらはこれまで実施しましたアンケートで寄せられた件数の推移でございます。赤棒が問題事例、青棒が協調・連携事例でございます。協調・連携事例につきましては、第3回のアンケートより実施しております。問題事例につきましてはピンク色の政府系金融機関全体の件数は2014年の3回をピークに減少傾向にございますが、直近の第5回におきましても合計424件と相当数が寄せられているのが実情でございます。赤色の商工中金様の問題事例の件数ですが、こちらは第2回をピークに減少しておりますが、直

近の第5回では若干増加しております。

一方、協調・連携事例につきましては、水色の政府系金融機関全体で言えば増加傾向にございます。青色の商工中金様のほうは横ばいという状況でございます。

4ページ、こちらは直近の第5回アンケートで寄せられました問題事例の政府系金融機関別内訳と類型別内訳になります。一番左の政府系金融機関別内訳につきましては、ご覧のとおり日本公庫と商工中金の合計で8割以上を占めております。真ん中の類型別の内訳につきましては、政府系金融機関の低利融資によりまして、地銀が融資機会を喪失する事例や政府系金融機関の低金利に合わせて金利を引き下げざるを得なかった事例、それから、政府系金融機関のセールスの仕方に問題があるのではないかとという事例が多くなっております。

一番右の表は、問題事例の類型を制度面と運用面の問題に分けさせていただいたものでございます。制度面の問題とは、政府系金融機関の貸出制度に適用される金利が低金利であったり、利子補給が受けられることで民間金融機関の提示可能な金利では太刀打ちできないことから発生する問題と理解しています。

また、運用面の問題とは、民間金融機関が十分に対応可能な先に対しまして、政府系金融機関が積極的に営業活動をしている事例等、政府系金融機関の行動やスタンスによるものでございます。これまでこれらの事例を問題事例として政府系金融機関に提示し、改善を要請してまいりましたが、政府系金融機関からの回答は、制度面につきましては制度を適正に活用しているので問題があるとは認識していない、制度を利用できるお客様からの申し出があれば断ることができないといったものでございました。

また、運用面の問題につきましては、営業したわけではなく、あくまでもお客様からの申し込みに基づく対応である、民間の取引に影響を及ぼすつもりはない、業績を評価する仕組みはなく、積極的に営業するインセンティブはないといったものでありまして、制度面、運用面ともに問題はないとの見解が示されてきております。

しかしながら、今回、商工中金の危機対応業務の不正におけます調査結果を見ますと、危機対応業務の利子補給を競争上の武器として利用していたことや、予算を営業店の業績表彰に組み込んでいたことなど、私どもからの指摘があながち間違っていなかったということを認識するとともに、私どものこの5年間の指摘に真摯に向き合っていただければ、今回の不正に至らなかったのではないかとの思いもありまして、残念でなりません。

運用面の問題につきましては、政府系金融機関の皆様の取り組みにより改善されることと思いますが、制度面の問題につきましては執行機関である政府系金融機関では改善できませんので、制度全般の在り方について本検討会や関係省庁におきまして御検討いただきたいと思っております。

5ページ、問題事例の概況でございます。上段は地方銀行と政府系金融機関の平均提示レートの比較で、地方銀行の提示レートを1として指数化しておる表でございます。政府系金融機関の提示レートは地銀のおおむね半分程度、高格付先につきましてはさらに低い

水準となっております。中段は政府系金融機関の問題事例の取扱件数、金額を債務者区別にしたものでございます。取扱件数、金額ともに正常先への対応事例が9割以上を占めております。下段は、これを債務者の年商別にしたものでございますが、件数で7割、金額で8割以上が年商5億以上の債務者を対象としております。これはあくまでアンケートで問題事例として寄せられた事例の集計結果でございますが、この結果から民間金融機関が対応するのに全く問題がない企業に対しましても、政府系金融機関が低金利を提示していることがわかると思います。

6ページ、こちらでは寄せられた問題事例の中から、私どもが特に問題と考える特徴的な事例を簡記しております。

7ページ、一方で具体的な協調・連携の好事例を御紹介いたします。1つ目の事例は、地方銀行メインの条件変更先に対しまして、地方銀行と商工中金が資金繰り安定化に向けてまして協調し、短期継続融資の活用などによりまして既存借り入れの一本化、要注意先から正常先へのランクアップを実施した事例でございます。

2つ目の事例は、恒常的に赤字体質であった地方銀行メインの地場中核企業に対しまして、地方銀行の要請に基づきまして商工中金が新たな貸し手として新規で融資をした事例でございます。

3つ目は、事業者の宿泊施設開業資金を地方銀行と商工中金が協調で融資対応し、地方創生に向けた新規事業を支援した事例でございます。いずれも私どもと商工中金が連携した好事例であると考えております。

8ページ、私どもが商工中金を含みます政府系金融機関に期待している役割についてお話をさせていただきます。地域金融機関と政府系金融機関の役割は、中小事業者や地域の持続的成長をサポートすることであり、目指すところは一緒です。図にお示しましたように、民間単独では対応できないゾーンを政府系金融機関に御協力いただくこと。このゾーンでの協業などが民業補完ということであると考えております。民間金融機関だけでは取り組みが難しい分野に特化した上で、民間金融機関を支援していただけるような取り組みに期待したいと思っております。

具体的には、私ども民間金融機関がリスクをとりづらい創業期や再生期におけます高リスク案件において、必要に応じて民間金融機関と協調・連携して事業者を支援していただきたいと思っております。

9ページ、ここから危機対応業務の見直しに関して話をさせていただきます。まずリーマンショックや東日本大震災が発生した際の地方銀行の取組状況について説明いたします。左下の表は、地方銀行全体と東北地方の地銀10行の残高推移でございます。地方銀行全体では10年間で30%、東北地方の地銀10行の増加率は37.8%となっており、特に東北地方で融資が伸びていることがわかります。

右下の表は、リーマンショック及び東日本大震災時の商工中金の危機対応融資の残高と、信用保証協会のセーフティネット5号及び東日本大震災復興緊急保証の推移でございます。

赤色の危機対応融資はリーマンショック時及び東日本大震災時に大幅に増加し、その後、緩やかに減少しています。一方、青色の信用保証残高は、東日本大震災後にピークとなり、その後、3分の1まで減少しております。これは危機時におけますセーフティネットの役割は、主に信用保証制度が果たしていたものと考えられます。また、残高の減少が示しますとおり、復興・復旧の進展とともにその役割を終えようとしております。

10ページ、こちらには東日本大震災時に被災地で地方銀行が実施した支援事例と、震災直後に寄せられました危機対応融資の問題事例を記載しております。地方銀行による支援事例は、どちらも地方銀行独自の取り組みとしてプロパー融資により支援した事例でございます。事例にありますように、地方銀行は専用商品の投入や特別チームの設置などによりまして、被災者の積極的な支援を実施してございました。問題事例は1、2ともに危機対応融資によらなくても民間で十分に対応可能な案件であり、全ての被災県から報告が上っております。

11ページ、以上を踏まえまして今後の危機対応業務の在り方について、私どもの考えをお話させていただきます。

前のページでお話しているとおり、これまで危機認定された事象におきまして、私ども地方銀行はプロパー融資のほか、信用保証協会のセーフティネット保証を活用し、十分な被災者支援を実施しており、危機対応融資によらずとも多くの部分が対応可能であったものと考えております。さらに赤枠で囲っております中小企業信用保険法の改正によりまして、この4月以降は大規模な経済危機や災害に際しまして、あらかじめ適用期限を区切って迅速に発動できる危機関連保証が創設され、支援策はさらに充実いたします。

しかしながら、私どもの想定を超えるような経済危機や震災が発生しないとは言い切れず、これで十分と断言することは誰にもできないと思います。仮に地域金融機関が壊滅的なダメージを受けまして、一定期間、資金供給機能に支障をきたすなど、極めて深刻な危機に対しましては、民間だけでは対応不可能な可能性もありまして、その場合には公的金融の役割が必要となるものと考えております。

新たな危機関連保証と危機対応融資の相違点は、デフレ、円高、原材料高等への対応と利子補給です。ここで最終15ページに添付しております参考資料をご覧ください。左の表に記載しております民間金融機関との取引での満足度アンケートでは、7番の融資条件は7%と低位であり、金利の水準よりも事業への理解、迅速な対応が求められております。

また11ページにお戻りください。これらを踏まえまして、危機時においても政府系金融機関による対応は、民間金融機関の取り組みを補完するものとして対象、期間、地域等を限定した慎重な運用が必要であると考えます。

12ページ、前回の会合の議論における3つの論点に関しまして、私どもなりの考えをまとめてみました。今まで申し上げたことの繰り返しになりますが、まず商工中金の平時の民業補完の在り方でございますが、民間で対応可能なものは民間に任せ、民間だけではリスクがとれない案件におきましては、民間金融機関と協調・連携していただきたいと思い

ます。

続きまして、危機対応業務の在り方でございますが、その対象は真の経済危機や大規模災害とし、また、期間や地域を限定して慎重に運用していただくようお願いしたいと思います。

最後にガバナンスの在り方でございますが、民間金融機関を利害関係者として明確に位置づけまして、地域の中小企業者を支えるパートナーとして、私ども民間金融機関の声が経営に届く仕組みをつくっていただきたいと思えます。

金融庁の平成29事務年度金融行政方針においては、公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係の在り方について議論を行うとされております。

民間金融機関としては、本検討会や関係省庁におけます公的金融に関する議論に期待するとともに、私ども民間金融機関としても高リスク案件への対応が拡大できるよう経営努力をし、努めてまいりたいと思えます。

私からの説明は以上でございます。

○川村座長 大変ありがとうございました。

さまざまなデータを駆使し、私どもから見てもなかなかすごいという数字があるわけですが、ただ、一方でアンケート調査とか、どちらの立場がどういうふうにするか。これは本来、時間があれば反対尋問というか、クロスエグザミネーションをやりたいところなのですが、その時間がないので、ただ、こういう調査というのはいろいろな分析の仕方、表面数字だけではなかなか読み取れないところもあるのかなど。いずれにしても商工中金の危機対応業務の在り方に関しては、地銀協さんからかなり明確なと申しますか、御主張が出たのではないかと感じております。

引き続きまして、中央会の内池委員長からよろしく願いいたします。

○中央会内池金融専門委員長 全国中小企業団体中央会の金融専門委員会というものがございまして、その委員長をしております福島県の中小企業団体中央会の内池と申します。本業はしょうゆ、みその醸造業でございます。

私ども中央会というのは、どうしても一人一人では立場の弱い中小企業・小規模事業者が連携をする、そういった連携の支援のお手伝いをしております。今、私どもの傘下に2万8,000ほどの中小企業の組合が構成メンバーでございまして、その傘下の事業者数は262万2,000ということで、中小企業全体の約7割を組織しておる団体でございます。

私どもの傘下にある組合及び組合員の事業者の多くが商工中金から融資だけではなくて、経営の指導、アドバイス、また、さまざまな補助金等々の情報とか、そういったことをいただくということで、多大な支援を受けているものと認識しております。本日はこういった中小企業の立場から、これまでの取引を含めた商工中金からの支援、今後の期待につきまして、知り得る事例を交えながら述べさせていただきたいと存じます。

まず商工中金の最大の特長は、政府系の金融機関として安定した取引のスタンスであるうかと思っております。民間の金融機関の場合はよく、今はこんなことはないのだろうけれども、雨の日に傘を取り上げ、晴れの日に貸す。私が取引している地銀は決してそんなことはないのですけれども、そんな事例がある。やはり民間の場合は個々の事情で対応が若干異なる。これはどうしても避けられない事実でございます。商工中金においては、平時、危機いずれの時期にあっても数十年にわたる変わらない融資のスタンス、そういったことで支援をいただいております。

通常、一般の金融機関がなかなか貸しづらい要注意先にも融資をしていくということでありまして、私どもの傘下の組合、そして組合員においても民間金融機関から融資を受けることができない、そういった際に中金から支援をいただいた。そういった事例が多くございます。こうした融資姿勢の結果として商工中金の融資に占める要注意先の割合というのは、どうしても民間の金融機関より高いものとなるのはしょうがないことなのかなと思っております。

また、協調融資の音頭をとって主導的役割を果たしていただいた、そういうことで事業を再生することができた。そういった事例も数多く聞いております。こうした商工中金の特長は、特に景況が悪くなる危機時において強く発揮されるものだろうと思っております。

事例としてリーマンショックと東日本大震災における中金さんの対応について、福島県内の事例を御紹介させていただきます。

まず福島県内におきまして、ワイヤーハーネスを製造するメーカーに対するリーマンショックの対応についてでございます。リーマンショックの対応で大手メーカーのOEMとかをやっておった会社が、大手メーカーが生産調整を行った結果、急激に売り上げが減少して、そういったことの中で民間の銀行の融資のスタンスが少し厳しくなった、悪化したということがございました。そこで取引歴が長くて事業内容をよく知っている商工中金に相談いたしました結果、技術力や事業の将来性等々を評価いただいて、長期の危機対応融資を受けることができたということ。また、短期の資金枠についても既存のシンジケートローンの枠組みを更新するなど、金融支援を受けたと聞いております。

また、それらの融資が民間の金融機関に対する支援の呼び水となった。そういったことで資金繰りにおいても当座の危機をしのぐことができ、その後についても経営面、情報面での支援をいただいて、今、業況が大幅に回復したと聞いております。

それから、県内の老舗の旅館なのですけれども、東日本大震災のとき、その後の風評被害で大変に営業不振に陥り、この際、民間金融機関さんからの資金調達がかなり困難になってきた。そういったとき、先ほどの事例と同じように取引歴が長かった中金が資金繰り支援を行ったことが呼び水となって、今までの民間の金融機関との協調支援につながった。そのように聞いております。

また、震災の融資につきましては建物が倒壊したなど、直接的な被害が対象となっているようでございますけれども、風評など間接的な被害まで対象とした融資は中金ならではの

と聞いております。この旅館の社長さんに時々いろいろな会合で会うのですが、あのとき中金がいなければ間違いなく倒産していたとよくおっしゃっておられます。確かに危機時におきましては、民間の金融機関におかれてもみずからのリスク低減のために信用保証制度を利用する。過去もリーマンショック等々には保証割合も100%に強化されましたけれども、それでも中小企業は民間金融機関から十分に借り入れができるわけではなかったという経緯がございます。これは100%の保証があったとしても、安易な代位弁済とか保証後の融資打ち切りなどによって融資先が直接破綻してしまう、そういったことを当然のことですけれども、恐れて慎重になる。そういった結果であろうと思います。また、管理の手間がかかるということが予測されるために、十分な資金の供給が進まない。そういったケースもあったと聞いております。

危機時にリスクをとって十分な資金供給とか、経営支援を行っていくためには、平時の取引から会社の経営実態をよく把握することが当然必要でありまして、また、それに伴って融資とともに的確な経営の支援が可能になるのだらうと思います。商工中金のこういった対応につきましては、中小企業専門の政府系の金融機関として長年にわたって蓄積したノウハウが発揮されておるわけで、また、短期融資も含めたフルバンク機能がそういった取り組みを可能にしているものと考えております。

また、そのほかに全国展開のネットワークを利用できるということも、我々中小企業にとっては大きなメリットの1つと考えております。地域による貸付条件の差がないということから、首都圏の企業と同様の融資、金融支援を受けることができますし、また、さまざまな政策や補助金等々の情報を速やかに入手できる。また、広いネットワークを使ったビジネスのマッチング等、そういった選択肢が大変大きく広がるということだと思っております。こうした中金のネットワーク、また、それを通じた同業種、異業種の交流の場、そういったことも活発でありまして、そこにまた事業拡大のチャンスを得たり、経営のヒントを得たりする機会が多いということは、大変にありがたいことだと思っております。

これから中小企業にとって大きな課題となってくる事業承継につきましても、商工中金のノウハウ、特に全国規模のネットワークを活用することで、より効率的な解決の糸口があるのではないかと期待をしておるところでございます。例えば事業承継資金に幅広く対応しておる承継支援貸付など、こういったものがこれから数多く利用できるのではないかと。そのように思っております。

それから、個別の事業者でなくて組合金融も結構ございまして、共同化による生産性向上について随分と助けられたという事例がございます。これは平成27年に三重県で航空機部品生産にかかわっていた中小企業10社が、三重県の中央会、そして三重県、商工中金、県内の金融機関と協調して事業協同組合をつくって生産性の向上を図ったという事例がございます。飛行機の部品というのは、作業工程ごとに複数の下請企業と発注者の間で部品が行ったり来たりするというのこぎり型発注と言うそうでありましてけれども、これがあまり生産効率がよくない。そこで中小企業が共同工場、同じ建物の中で作業をする。そう

いった事業に取り組みました。これは自社以外の工程を他社と協業・補完しながら、自動車産業の生産管理手法やIoTを使った生産手法等を活用することによって、飛行機の部品の効率一貫生産体制の実現を目指したということでありまして、国内で初めて協同組合による航空機部品の製造産業クラスターが形成されたと聞いております。この事業について設立から事業計画の策定、組織化、運営、助言等々の支援を中金さんと中央会が連携して行ったということでございます。

また、中金さんが県内金融機関3行を招かれて、協調スキームを構築し、高度化資金のつなぎであるとか、設備資金に対応するバックアップ、そういったことを行ったと聞いております。中小企業は1社では取り組みづらい事業も、共同で行うということによって実現可能となるということが組合の本質でありますので、大変これはいい事例であったのではないかと。

このほか災害防止とか、取引価格の適正化を目指した交渉力の強化、展示会等を含む海外への販路拡大など、中小企業が共同で取り組まなければならない課題がたくさんあります。1社ではなくて数社が共同でチャレンジする。やる気のある中小企業に対して商工中金が知恵を出す、融資も行うということによって具体的な経営支援を行って、中小企業の新たな可能性を引き出す。こういったことを今後も期待したいと思っております。

このほか劣後性のローンであるとか、ABLであるとか、今までの土地を担保とした古い手法の融資ではなくて、中小企業の資金ニーズに合わせた新たな金融手法を実践するといったことがなされておると聞いております。今後さらに多様化していくことが見込まれる中小企業の資金ニーズに対して、新たな選択肢を提供して、そのノウハウを民間の金融機関と共有していくことも、今後の大きな課題であろうかと思えます。

終わりに一言なのですが、私は商工中金を利用している中小企業の立場で意見を述べさせていただきまして、決して100%商工中金の代弁者とか太鼓持ちではない。今回の不祥事につきましてもある意味で一番腹立たしく、また、心配をしている者でございます。それはこういった不祥事があったことで、民間の金融機関ではどうしても限度がある状況での民業の補完、こういった中金や政策公庫の最も大切な機能、それまで否定されて、みんな民間に任せてしまえという話にならないように、そうなると実際の中小企業としては困りますよということは申し上げさせていただきたいと思えます。

これを機に、今後このような不祥事が起こらない万全の措置を講じてもらった上で、今まで以上に融資だけでなく、さまざまなサポートを商工中金に頑張ってもらいたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○川村座長 ありがとうございました。内池委員長からは非常にリアルな例を豊富に参照いただきながら、また、前段の飯嶋委員長からのお話といろいろな意味で微妙に、どこに光を当てるのかという感じでおもしろいコントラスト、大変重要なインプリケーションも御両者のプレゼンの中にあっただかと感じております。

これから委員の皆さんからの質問をお受けいただきたいと思うのですが、きっかけ的に私のほうからお二人に1つずつ簡単に伺いたいのですが、まず飯嶋様には、いわゆる指定金融機関は全て民間金融機関にも開かれていたと理解しているのですけれども、1行も受けなかった。結果、政策金融公庫と政投銀という要するに政府系の金融機関だけで、民間金融機関、地銀さんを含めて1行も手を挙げなかった。これは全銀協への質問でも同じような質問が国会でありまして、そこまでリスクがとれないからというようなお答えだったやに記憶しておりますが、このところは何故、指定機関に1行も応じないということになったのかなというのは素朴な疑問でございます。

それから、内池委員長にお聞きしたいのは、いざというときに頼りになる商工中金というお話でありますけれども、例えば危機時にほかのいろいろメイン、準メインだった民間の金融機関、地銀さんであるとか第二地銀さんであるとか、こういうところからのお金が詰まってしまって、商工中金とは従前お付き合いがなかった、取引がなかった。いわば危機に及び一見さんだけどやってきた。こういう企業に対して商工中金はどのような対応をされたのかなというのが興味深いところでもありますので、それぞれ1問ずつですが、私のきっかけ的質問でよろしく願いいたします。

○地銀協飯嶋一般委員長 危機制度をどうして利用しなかったのかということで、まずその回答の前に、例えば震災のときに何を金融機関はやっていましたかという話なのですが、まずは決済をとめる。これはお客さんの要望に応じて、お客さん同士で手形、小切手等をとめるというのもあるのですが、返済をとめて猶予するという形のものから入って、その後、給与を払わなければいけないというものをプロパーで対応して給料を払って、その後に、この後、復興をどうしますかという中で動いていくわけなのですが、そこには先ほど9ページで申し上げましたように、信用保証という形のものを使わせていただくのと、プロパーで十分対応できたのではないかという思いがございます。

具体的には私どもが検討した話ではないのですが、聞いている話で大変恐縮なのですが、指定を受けるには、そのための認可申請でありますとか、その後のシステム対応で私ども民間金融機関につきましても、監督官庁は金融庁ということなのですが、それ以外の省庁、中企庁さんだったり会計検査院によります検査、モニタリング受け入れ、報告義務ということで、かなり大きな負担が強いられるというのは事実だと思います。そのような判断の中で目の前で起こっているところ、対応できるものをせっせと対応したということが、各行の判断だと私のほうでは思っております。

以上でございます。

○中央会内池金融専門委員長 私からは、個別の案件を知る立場にはないのですが、中央会等々から話を聞きましたところ、1つは例えば埼玉で商業団地の中にある卸売業者さんが組合の総会でこういった制度があるよと、危機対応の融資制度について説明を受けた。それで初めてだったけれども、相談をしたら融資を受けることができた。あとは熊本のスーパーマーケットの事例と聞いておりますが、保証協会の説明の場でこういった利用

の制度がありますよということを紹介されて、初めてだったけれども、相談したら融資をいただいたという事例があると聞いてございます。

○川村座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問をお受けしたいと思うのですが、前回、御欠席されたということもありまして、発言の時間を少し余分にとりたいと思います。家森委員からお願いします。

○家森委員 全体については後の危機管理の際にして、今は御質問だけさせていただきます。

千葉銀行様にお尋ねしたいのですが、地銀さんや信用金庫さんでもかなり規模があり、いろいろ得意、不得意があると思うのですが、千葉銀行さんのようないわゆる上位地銀さんであっても、商工中金さんに補完をしてもらいたいような分野というのはあるのでしょうか。それは例えばどのような分野でしょうかというのを教えていただきたいというのが1点と、今回の地銀アンケートには地域的な特徴があるのでしょうか。逆に地方銀行がものすごいサボっているところなら公的金融機関が出ていってもよさそうで、全国一律同じことになっているのか、地域別の違いがあるのかというところを教えてください。

それから、中央会の内池様には、日本公庫というもう一つ、公的なものがあって、日本公庫ではだめなのかということです。商工中金と日本公庫の差はどこら辺にあるのかというのと、先ほど飯嶋委員長から御紹介があったように、政府系の金融機関は、金利が安いから皆さん行っていらっしゃるというのですが、きょうの内池様の御説明では金利が安いから行っているということをおっしゃらなかったのですが、金利が安いのはお客さんの立場ではもちろんいいことだと思うのですが、実際に例えば金利が一緒でも今の商工中金さんには魅力があるのかという、そこを教えてください。

○地銀協飯嶋一般委員長 1点目の民間銀行の体力差というのは確かにあると思うのですが、どうしてもできない部分があるのかというのは、先ほど8ページで申し上げましたけれども、私ども民間金融機関、銀行というのはお客様の預金を預かって、それを運用することなので、どうしてもとれないリスクというのは存在します。よく融資の5原則とかいって公共性とか収益性とかいろいろ判断していくわけなのですが、その際に事業性を見て、これは本当に事業が成功して成長して回収できるのかというのは、当然、融資審査の中では一番の審査ポイントになりますので、先ほど申し上げた創業期とか再生段階は取引先の話ですけれども、業況が悪くなった時点で例えば新規で貸し出ししていただきよと言ってきたときに、それは各行いろいろ判断が出ると思いますし、どこまでリスクをとれるのかというのは、どこの銀行も当たり前ですけれども、返済の可能性というのをしっかり審査する中で、預金を預かっている運用というものを背負っている以上、そこはお断りせざるを得ない部分があるでしょう。あとは一緒にやっていく部分はいっぱいあると思いますよということでございます。

あと、今回のアンケートの内容は、例えば被災した地域からとかいうことではなく、全

国から似たような案件が出ているということでございます。

○中央会内池金融専門委員長 政策公庫はもともと中小企業金融公庫と国金、それと商工中金の3つがあったと思うのですが、中金の場合は事業協同組合に対する金融ということで、かなりそちらに特化したものがあったかと思います。組合ではなくて、組合の傘下の個別の事業者さんですと、政策公庫の中小企業部門であったり国民事業であったり、それと長いお取引のあるところもたくさんございます。ただ、中央会とすれば組合ということで特化したことでいろいろアドバイスを受けて、組合さんにこういった施策がありますよといった場合は、政策公庫なんかよりかは中金さんに来ていただいて、説明を受けるといったことがどうしても身近なものです。

○川村座長 それでは、各委員から自由にどうぞ。どなたでも御質問いかがでしょうか。多胡委員、いかがですか。

○多胡委員 御説明ありがとうございました。

お二人のお話を聞いていて、平時と危機時に分けて整理する必要がまずあるなと思いました。危機時のほうは後半の危機対応のところにつながるのですが、まず平時のところについて話します。実は前回の議論でどんどん消滅するみたいな、どんどん規模を小さくするという議論があったのですが、私の認識が間違っているかもしれませんが、実は商工中金というのは28年度末の数字だと、これは資料にも載っておりますが、9兆2,000億の貸金がある中で、いわゆる7割はプロパーなわけです。危機対応で膨らんだところというのは2兆6,000ぐらいであって、要はプロパー先の大宗はかつて、私は前回も御説明申し上げたように商工中金と20~30年の付き合いがあるわけです。イコールフットイングで民間と競争しているところがプロパーのかなりの部分なわけです。それをやめてしまうということで消滅というのはあり得ないと思っています。むしろ、その危機対応のところ膨らんだところがいかに問題があるかという議論だと思います。だからこそ今日の後半はその議論になるのですね。

平時についてはどういうことをするか。まさに民業補完だと。私が前回言ったのがミドルリスク層と事業再生をしっかりやってくださいということ。民間の弱いところをやってくれということです。飯嶋委員長の御説明の資料にもたしかありましたが、黄色とブルーのところですよ。8ページですか。だからこの部分は平時において商工中金もしくは政府系のやれるところであるだろうということだと私も思いますし、それがミドルリスク層であり、ここに書いてあるような事業再生、創業のところもあるわけですがけれども、特に創業のところは国民金融公庫、今の日本公庫の国民生活事業が非常に担っているという認識をしているわけです。そうすると、そういう中で平時の中の民業補完がうまくいっているかどうかという話の中で、内池委員のお話で出てきたさまざまな事例はその部分になると思うのです。

先ほどの家森委員のお話とも絡むのだけれども、地域によっていろいろ濃淡があるのではないかということ、私の勝手な視点かもしれませんが、はっきりと思っているのです。

それでたまたま内池さんの話に出てきた福島、熊本、埼玉というケースがどうなのかというのは、皆さんのいろいろ御判断にあると思うのですけれども、公的金融でいい事例が出るところは大体民間金融機関の取り組みがはてな、はてな、というところが多い。この3つかどうかというのはコメントは差し控えますけれども、そういうことで平時において商工中金が民業補完的などところをやっているという話は、2人の話の中でもある程度わかったのです。

問題は危機時のほうなのです。飯嶋委員は本当に危機のときに地方銀行はいろいろな形で対応してきたというお話をされた中で、1つおっしゃったのが、本当に壊滅的な状況の中で民間だけでは支え切れない場合があると。そこは政府系だろうという御発言があったわけですが、果たして危機対応業務は民間と公的とがイコールであるかどうか。もしそういう危機対応業務であれば、これは川村座長が御質問された、何で民間はやらないのか。ただ、いろいろなおっしゃるのように、私も民間の地方銀行の役員ですからわかるのですけれども、確かに危機時は公民総動員でやらないと非常に大変なことだなと。だったら例えば日本公庫の代理貸しという形にすればよい。商工中金であっても日本公庫であっても、さらには民間金融機関であっても、イコールフットイングというやり方はできるわけです。技術的には。そうすると「危機対応業務があるから政府系である」云々という建てつけにかかわってくる。だからそこは感じたところなのです。

あと、内池会長の信用保証だけでは難しかったという御発言もありました。危機対応業務がないとまずいということであれば、代理貸しにすれば民間だってやろうと思えばできるのではないかと。私は今、理由を聞いてわかったのですけれども、少なくとも危機対応業務の指定金融機関になるというのは表面上ハードルは高くないです。でもなかなかできない。きょう理由はわかりました。座長の御質問で。だったら別のやり方があるよねと。技術的には代理貸しをやればできるのです。それを入れることで民間と商工中金とはイコールフットイングができるのではないかと。この辺どうなのかなというのをすごく強く感じたところです。一応そのぐらいにしておきます。後半またやります。ありがとうございました。

○川村座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。翁委員、どうぞ。

○翁委員 飯嶋委員に御質問させていただきたいのですが、2つあるのですけれども、1つは4ページのところで、日本公庫と商工中金につきまして問題事例ということでアンケートの御説明があったのですが、一番右のところに運用面の事例、制度面の事例がそれぞれ書いてありまして、制度面の事例が7割、運用面が3割弱となっていますが、商工中金の場合、それぞれ制度面の事例、運用面の事例、どういうことが指摘されているのかということについて教えていただきたいというのが1つ目です。

もう一つは多胡委員の質問ともかぶるのですけれども、来年4月から大規模な経済危機や災害等に際して、あらかじめ適用期限を区切って迅速に発動できる危機関連保証を創設

するということで、これがかなりの程度また危機対応ということで保証制度を充実させるものだと理解していますが、それでもやりにくいことが仮にあるとすれば、具体的にどういことがネックになりそうかということをお教えいただければと思います。

以上、2つです。

○地銀協飯嶋一般委員長 最初の質問なのですけれども、事例の内訳で全体の7割、3割ということで、公庫さんと商工中金さんで8割なのですが、商工中金さんの割合と公庫さんの割合はほぼ大体全体と同じような感じで、制度面でというのは7割で運用面は3割ということで。

○翁委員 具体的にその制度面というのは、どの制度がネックになっているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○地銀協飯嶋一般委員長 一言で言いますと利子補給と制度の金利ということで、先ほども説明しましたけれども、民間の半分というところを例えば民間の金融機関が案件を進めていきました。ごめんなさい、制度面なのでやはり金利です。圧倒的に金利です。金利が民間が適正と思っているレートよりも半分以下であるということが圧倒的な制度として、お客さんにとってはいい話かもしれませんが、当然、選ぶ理由としてそれが挙げられているということでございます。

○川村座長 余計なことかもしれないのですけれども、今の翁委員の御質問に絡んで制度面が理由であるということは、制度面ということの意味なのでありますが、利子補給だとか、ミルク補給といいますか、優遇金利だとか、これは国の政策としてあるものが定められて、その政策実施として、制度の枠として商工中金なり日本公庫が運用しているということであると、逆に商工中金がそれはやりたくありませんということができないことなのか。つまり国はそういう政策をしているが、商工中金としては民業圧迫してはいけないし、そういう国の余分なミルク補給は受けませんよという選択があり得るのかということ、多分ないのではないかと。つまり制度的な理由というものを挙げて、これは商工中金でどうにかできることなのかということ、制度面というのは要するに法律面とかルール面でこうなっている。そういう制度があるがゆえに民間は割食ってしまっている。こういうことですよ。そうすると、そこでの議論というのはどうなのでしょう。商工中金あるいは政策金融公庫等を取り上げて、それがどう問題だ、課題だと言っても次元が違うとか、レベル感が違うような印象を受けているのですけれども、いかがでしょう。

○地銀協飯嶋一般委員長 先ほども申し上げましたけれども、当検討委員会と関係省庁で、私が申し上げる立場にはないかもしれませんが、必要とされる事業者は何を提供すべきかというのはしっかり議論していただければと思います。

2番目の質問は、先ほど11ページでありました4月からの危機関連保証というところの制度内容と、先ほど申し上げましたけれども、危機対応融資の違いというのは円高・デフレとか、売上げが落ちてきているときに対応しようというところは、利子補給する意味があるのかなという思いはありますので、要らないのではないかと個人的には思っ

います。

では何で危機対応をとという話なのですが、想定される危機というところをやったときに、民間がどうしても手が届かないような、先ほどの事例では地域の金融機関が壊滅的な状況で、資金供給のネットワークがやられてしまったときに、その県が沈没したときに中央から何かしら公的なもの。それは公的なものであれば、利子補給とかそういうレベルではありませんので資金供給していただきたいという必要性はあると思いますということでございます。これが全くイコールフットィングで、利子補給が必要であればつけますということであれば、これは民間なり政府系なり全部一番相談に行きやすいところにお客さんが行くことになろうかと思えます。

○川村座長 中原委員、どうぞ。

○中原委員 私も緊急危機対応の指定銀行になったのが2行だけであるということに非常に違和感を覚えました。私は全く金融界と無関係の人間ですから直截的な言い方で失礼になるかもしれませんが、指定銀行に申請をしないような働きかけが政府からあったのか。つまり地銀に対して、または協会に対して、政府の方から「この指定銀行は商工中金と政投銀を前提としているので、地銀は手を挙げないでほしい」という働きかけがあったのか否かを知りたいと思います。

それから、先ほど内池さんが「ある会合でこういうことが紹介されたので、危機対応ということを知った」と仰いましたが、逆に危機対応という制度に対する政府の宣伝が足りなかったのではないだろうかと思いました。リーマンショックで明日潰れるかもしれないという中小企業があったら、藁をもすがると探すであろうに、なぜそれに対する認識が十分末端まで行っていなかったのかという疑問があります。以上2つの逆の質問でございますが、1つは飯嶋さんに、1つは内池さんにお聞きしたいです。

○地銀協飯嶋一般委員長 民間にプレッシャーを与えて手を挙げるなということは一切ないと思います。民間の判断だと思います。

○中原委員 政府からそういう宣伝をしろというような動きはなかったのかなと思っております。

○中央会内池金融専門委員長 私ども実際に実需者として見れば、例えば東日本大震災のときに融資ではないのだけれども、グループ補助金とか、国はさまざまな支援メニューを出されました。また、県でもさまざまな支援を出されました。でも、それがなかなか困っている我々のところに来ない。例えば県の制度でこういうものがあるからと県に相談に行っても、おたくの場合はこういう国の制度があるから、それを上手に使ったらどうですかとか、そういったアドバイス機能もなかなかないのです。いろいろな国の支援のあれとかも、ミラサポを見ればいいじゃないと言うけれども、なかなかそうではない。そういったことを周知徹底するのは私ども中央会とか会議所であるとか商工3団体とか、そういうものの役目であろうかと思うのですけれども、こういったことでも徹底されていないということですから、民間銀行でもそういった情報をユーザー、クライアントにどれだけ提供で

きているかというのは、それは個々の金融機関によってかなり差があるように思います。
○富山委員 あえて平時に戻りたいのですけれども、8ページ目は実態としてこうなっているのはよくわかるのですが、要は近いところで商売している感覚で言うと、創業期、成長期・安定期、低迷期・再生期とありますね。多分、今日の経済状況あるいは今後の経済状況を考えると、成長期・安定期の幅はどんどん小さくなる一方で、ほとんどが創業モードになっているか、要は実態は創業的な事業転換をしなければいけないか、あるいは低迷・再生期というのは実はほとんど会社のライフステージになっているような気がいたします。

そうすると、要はこのモデルで言うところの民間金融機関が飯が食える領域は、実はまず縦軸でどんどん狭くなっていっているのではなかろうかという感じがするのです。それがまず認識としてそんな感じがして、裏返して言うと創業期ないしは低迷期・再生期あるいは転換期というのはリスクが高くなっていますから、ある意味ではリスクの伴ったお金も必要になり、人材も必要になるという状況で、裏返して言ってしまうとリスクが高いわけですから本来は金利はとれるはずなのです。金融はそうやって動いていますから。そうすると、これだけいってしまうと政府系金融機関が一番儲かる領域でビジネスをやっている、民間の金融機関は儲からない領域でビジネスをやっているように私には見えてしまうのです。

我々はグリーンゾーンで地方の企業とビジネスをやっていますから、そうすると何が言いたいかという、むしろ政府系金融機関の対応領域の特に右側と左側にもっともっと民間の金融機関が出ていくというのが、私はここで問われている根本的解であって、要するにこれは何か宿命的に絶対に回避できない構造的な、法律的な、制度的な制約があって、グリーンゾーンが政府の側に回っているのか、それともむしろ組織能力の問題であったり、あるいは組織戦略の問題。要するに民間で本来、解決できるものを解決できていないのかといったときに、厳密な意味での補完性というのは誰がどう考えても市場が失敗せざるを得ない状況において、それを補うというのはわかるのです。わかるのですけれども、要は私が100メートルを10秒で走れと言われても走れないので、それは不可能なのでしょうけれども、これは100メートルを10秒で走れと言っているわけではなくて、今100メートルを30秒で走っているところを20秒で走ればここはできるような気が、失礼な言い方ですが、そういうものを行っている民間金融機関もあるように地銀の中に認識しているのです。

むしろ政策論で言えば、それを安易に政府系の金融機関が補うのではなくて、政府系の金融機関はここは次第に撤退して行って、そこに民間金融機関が対応して、ここでしっかりとビジネスをやってもら、金利をとってもら方向に誘導するのが、少なくともまともな市場経済効果としては長期的には正しい姿だと思うのですが、その辺、飯嶋さん、どういう御見解でしょうか。

○地銀協飯嶋一般委員長 イメージとして書かせていただきまして、おっしゃるようにここでしっかり金利がとればいいのですけれども、そこは制度融資であったりして、現状

の話ですけれども、実際、政府系金融機関の金利でこの金利が潰れています。

○富山委員 マーケットが死んでしまっているんですか。

○地銀協飯嶋一般委員長 死んでいます。本来であれば金利の構成というのは調達すると信用リスクを乗せて、そして金利をいただくというところが全く潰れてしまっているというのが実情ですので、私どもは民間金融機関でございますので、先ほど融資の5原則を言いましたけれども、その中には成長性、収益性というものがあるのですが、私どもボラティアではございませんので、そこはきっちり採算を見ながらやらざるを得ないところがございます。

それは何かしらの制限とか法令とかに縛られるものではなく、経営の判断ということだと思いますし、一方で双方のエリアに、この地域に、この企業の雇用がない。雇用を守らなければならない場合は民間金融機関、例えば私どもの事例で言いますと債権カットなりDDSなり、自分たちも知恵を出してしっかりやっているというゾーンです。しかしながら、そこが元気になったときに富山委員は御存じかどうかわかりませんが、信じられないことにそこに対して金利競争が来たときに、適正な金利というか、安くしてくれという声が出たり、それはないでしょうということも経験しています。適正な金利って何なんだという議論が今、日本は潰れてしまっているのです、日本の地方銀行は収益性が悪いですという議論があるのですが、地域地域に仲介機能をしっかり果たす銀行が1つは必ずないと地域を守れませんので、そこは私どももこのゾーン、先ほど申し上げましたけれども、経営努力をして、このブルーを消していくということはやっていきたいと思います。

○川村座長 ありがとうございます。いつもながら富山委員になると本質の議論のほうにまた、もちろんきょう冒頭に申し上げたように多分そういうことにはなるだろうなと思ったのですが、これまたずっと私自身は完全にアグリーでありまして、今後いわゆるビジネスとかその辺をやっていくときに、またバック・アンド・フォースでのこぎり型の議論に多分なるのだと思うのですが、ひとつよろしくお願いします。

時間の関係もございますので、いよいよ後半の論点を絞って商工中金についての危機対応業務というものをどのように考えるか。お二人の本日のプレゼンターの方々にも御同席いただいて、基本的には我々の議論でありますので、せつかくでありますのでお聞きできるようなことがあれば、お聞きさせていただければと思っています。

今まで1回半ぐらいを通じて商中の危機対応業務というものに対して幾つかの論点があるだろうなと。1つは、これまで実際、今回の不正融資の引き金になったものでもありませんけれども、一方でそれなりに機能してきた部分もあるのかないのか。つまり危機時における商工中金ってどういう機能をしていたのかということについての評価も1つあるのだろうと思います。

もう一つは、よく出る話ですけれども、信用保証制度だけでは足りないのか。これはラストリゾートにいずれも日本政策金融公庫があるではないか。政策金融公庫は発祥史的に言えば、もともと信用保証保険、再保険機構であったということもある中、また、来年4

月からかなりいろいろな意味で信用保証制度も変わるということの中で、信用保証だけでは足りないのかという論点はあるのだと思うのです。

ただ、他方で現実に100%この信用保証を受けていても貸してくれない民間金融機関があるというような危機時において、そういうこともあるということも聞く中で、これをどう考えるのか。

それから、先ほどなぜ民間金融機関が指定金融機関に申請してこないのか。主に手続、コスト、システム面、要するに事実上の業務上の理由でという御説明だったかと思うのですが、そういうことを考えながら日本公庫だけでは足りないのですか。要するに商工中金がこれをやる必要はあるのですかという論点も多分、皆様の議論の中から上がってきているのだと思うのです。

それといわゆる、では危機対応業務といったときにかなり幅を持った議論がされている中で、商工中金が引き続き危機対応業務を担うべきかどうかという、それを決めるためには何が危機だ、どういうものを危機というふうに考えなければいけないのかということとは当然、ある程度クラリファイしていかなければいけないし、また、そういう危機時に備えるための平時の体制というのもあり得るわけで、そういう面のそれらの維持コストみたいなことはどのように考えていくのか。アトランダムに申し上げましたけれども、一言で商工中金の危機対応業務を考えると、今、申し上げた5つ、6つの論点はあるのかなと。そういうことを頭の整理というか、物事の整理の上で御意見、御議論をいただければと思います。よろしくお願ひします。

家森委員、どうぞ。

○家森委員 前回、所用により欠席をしまして、その際、座長から意見書を御紹介いただいたようで、どうもありがとうございます。

最初に、私の大学に商工中金の方に来ていただいて、1年半ほど前になりますが、こういうことと関係なく勉強会をやったときに、地域貢献でいろいろな取り組みをされているのを聞いて、立派にやっぴらっしゃるなと思っておりましたので、今回こういうことになり非常に残念に思っております。

商工中金のビジネスモデルについては、内池様もおっしゃっていたように、頼りにされている部分というのはいっぱいあるんだということを前提にすると、この商工中金の持っている強みを活かして、地域経済の再生に必要な機能を果たしていくことを優先的に考えていきたいなと私は思いました。理想的にはそうした業務をやっていただきながら、かつ、自立的に収益を上げて運営していただくことが望ましいのですけれども、現状、地域にそれがなくて、それを供給することによって地域の雇用、生産性が上がっていくということなら、当面は地域に欠けている機能を担える機関をつくるというほうに重点を置いたらどうかと私は考えております。

ここまでで全体的なことを終わらして、きょうの危機対応のところについて私の意見を述べさせていただきたいと思いますが、その前に私自身も内池さんから御紹介があった

ような、同じような中小企業アンケートを何度も今までもやっているのですけれども、そういう中で例えば2013年にやりました企業アンケートで、政府系金融機関等のリーマンショック後の対応についての評価を聞いてみたところ、1,919社の方が答えていただいたのですが、ポジティブな答えをされた企業が46.9%、普通という方が45%で、不満というのは8%しかないということでした。前回のリーマンショックに対して、少なくとも多くの企業の方々が政府系金融機関があっただけよかったと思っていられるという事実はあると私は認識しております。

そういう中で、もし事務局あるいは中央会、商工中金の方でわかれば教えていただきたいのは、苦しい企業を支えるということが今回、本当にできていたかです。座長がおっしゃったのですが、危機対応業務のパフォーマンスです。国民の立場で一番最悪は、いっぱい貸して、そこがゾンビ化してみんな潰れてしまう。実は国民の立場で言ったら、いいところに貸して、それが返ってくるのはそんなに大きな被害はないのです。一番悪いのは、ノルマのためにたくさん貸して、どんどん潰れていくということです。それが一体どうなっているのか。あまり商工中金の不良債権の比率が高くないのは、悪いところにも貸したけれども、それ以上にいいところに貸して、比率を薄めるために今回、一生懸命、いいところを悪い企業として、比率を薄めたというのがあったのか。あるいは逆に悪いけれども、ちゃんと支援機能を果たされて、結果として悪いのをよくされていたのかということです。それだともうすごいいいのですけれども、そのあたり何か分析されたことがあれば少し教えていただきたいと思います。

そういうことを後でお聞きするという前提にして、ちょうどきょう事務局が出していただいている危機対応業務の資料の2ページ目のところに、円滑化業務のスキームという表があります。これに基づいて少し考えてみたいと思うのですけれども、この危機対応業務、きょう御説明がありましたように、政策金融公庫と指定機関の間に①、②、③というふうになって、円滑化業務は3つの性質があります。大きく分けると一つが金融機関が通常の条件によって貸出を行えないときに量的に資金を補給するというもので、これが①と③の目的になっていると思うのです。②は補助金を出すところなので、2つのことがこの1つのスキームで行われていると思うのです。

①の損害担保の部分はいわゆる信用保証と基本的に同じことで、むしろ信用保証に比べるとこれが80%補償になっているので100%補償より不利です。これだけを取り出すと、商工中金さんがこれをやるのは全く合理的ではなくて、多分、補助金がついているから80%でもおいしいというか、やりがいがあったのだらうと思うわけです。ただ、同時に100%補償にしていると、補助金もあり100%補償もあれば、いけいけどんどんになってしまうので、ここが80%になっていたからいい先を悪いと言って貸していたということで、国民としたら大きな被害は出なかったのかもしれないという理由かなというふうに思います。この部分については、信用保証のほうでやるのが中心になっていくのではないかと私は思いました。

③はツーステップ・ローンなのですけれども、こちらは先ほど飯嶋さんからもあったように、本当の危機が起こって預金が出るとか、日銀の最後の貸し手機能とは少し性質が違う。でもここにいるお客さんにお金を貸さないといけないというときの働きとして、実際にお金を持っていく仕組みとしてはあり得るのか。あるいは多胡先生がおっしゃっていたように代理貸しという方法がもしかしたらあるのかもしれませんが、この枠組みはそういうものとして今後、危機が起こったときに最終手段というふうにして、国民の皆さんに安心感を残すためにあってもいいのかもしれないなど。でも普通は使わないという性質のものかなと思いました。

②の利子補給の部分が一番問題になっていて、この利子補給のところについては本当の危機のときには流動性が不足しているの、先ほど質問で金利が安いというのと、お金がもらえるというのは危機のときはどっちかなというのを聞こうとしたのですけれども、流動性さえあれば十分で、この利子補給はその後の構造改革をするとか、そういう部分として使うべきではないのかなと。とりあえず火事を消すことには水を流せばよくて、その後はまた別にするほうがよかったのではないかと思います。

結局、補助金という観点で言うと、商工中金からお金を借りた企業さんは補助を受けられるのに、民間銀行からお金を借りた方は補助を受けられないという、本当の国の政策では、ある事業者が国民全体から見て補助を受けるべきだということに、窓口によっては補助を受けられて、窓口によっては補助を受けられないという形になってしまったところに問題があったのではないかと思います。もちろん補助金をここで入れるとなると、危機時にそのセクションを民間金融機関もやれるかということ、また事務的にも大変とおっしゃるので、流動性を出すのが危機対策で、補助を出すのはもう一段、後の対策というふうに分けたほうがいいのではないかと思いますというのが私の印象でございます。

以上です。

○川村座長 ありがとうございます。

富山委員、どうぞ。

○富山委員 今のお話を伺いながら、あのころのことを思い出してみたいのですが、確かにリーマンショックが起きたときに、当社はある意味では超繁盛いたしまして、借り手側から来るので、何を考えるかというと流動性です。圧倒的に流動性です。とにかく現金がないと会社が止まってしまっていて死んでしまうので、ですから利息が滑った、転んだというより、圧倒的にとにかく現金が欲しいという状況があつたときは起きていました。特にメーカーはひどかったです。

そうすると、これは一刻を要する、今月25日にお金がなくなってしまって給料が払えないという状況なので、とにかくスピーディーにキャッシュを補給してもらうことが勝負で、極論すれば別に金利20%でも30%でも流動性が欲しい状態です。

そう考えてしまうと今、先生が御指摘されたとおりで、恐らくこれは多分地震のときもそうで、地震のときはうちは被災地域でバス会社をやっていたので同じ状況を目指しまし

たが、どちらも同じで、やはり流動性なのです。これは圧倒的に流動。流動性のポイントは、とにかくどれだけ迅速に現ナマが出せるか。東北地方はそうでした。そういうことになってしまうので、そうすると実は危機時の対応の本質がそちらにあるとすれば、どれだけ緊急、迅速とにかくキャッシュを出せるかということに私は制度を集中させたほうが良いと思います。そこであまりディスプリンが滑った転んだと言ってもしようがなく、多分、今回の危機融資の問題は、これをだだ長引いてしまったので流動性の問題がなくなった後にも制度だけ残ってしまって、途中で円高とか起きてしまったから円高で助けてやれる話、要するに危機対応ではなくて救済原理で制度が引っ張られてしまったことに、歪みが起きた原因があると思っています。

本当にああいう危機的な流動性の問題というのは、そんな5年も6年も続くわけがなく、このまま続いたら国家が崩壊していますから、1年からせいぜい2年です。リーマンショックのときでも本当に流動性が大きかったのは2年間ぐらいです。だからそうするとその間どう流動性を供給するかなってなると、極論すれば窓口があればいいのです。誰が現金を配るんですかという議論であって、それは極論すれば現金取り扱い、ちゃんとできる人であればそれは民間金融機関であろうが、誰だろうが、多分誰でも構わないのです。そうするとむしろそれを迅速にやることに制度趣旨は集中したほうが良いと思うし、裏返して言うてしまうとその瞬間、猛烈な量の流動性を一気に供給することが求められるので、そのときの体制を平時に持つということは絶対にあり得ないです。これを固定費で持ったらどのような金融機関も潰れます。そうすると、それは商中も含めて体制というものをそこに合わせる事が間違っていると思う。できるだけ変動費で持ったほうが良いということになると、先ほど多胡さんが言われた話と少しかぶるのです。私も代理貸しが良いのかなと聞いていて思ったのですけれども、要はいざというときに民間金融機関も窓口を含めて、あらゆる窓口から流動性を供給するような制度を考えることが正しいと思っていて、それ以外の制度は逆にあの瞬間ほとんど生きていないし、多分あったとしたら歪んでいるはずで。

だからこれは保証協会の機能も含めて、その観点においてしかるべき機能を果たしているかどうかだし、あのとき僕らが何を考えたかといったら、とにかく同じことでいろいろな制度がありますね。でもとにかくキャッシュをとってきた奴が勝ちだから、とにかく制度を知らない場合がお客さんは多いですから、とにかくこちらで知る限りの制度をとにかく調べて、とにかく早くファイルした順番からお金が出てくるので、あちこちに書類を出しまくって、それで早く入ってくるので何とか命をつなぐというのが実態だったので、ですから危機というふうにもし名前をつけるのであれば、そういう性格のものなので、繰り返してなってしまいますけれども、危機における流動性供給という問題と、多分あの後に起きた円高云々で業容が苦しくなっているからどうしてあげますかという、やや救済的な部分で何ができるのか。ここは私は明確に切ったほうがよくて、やはり政府系金融機関固有の機能はくどいようですけれども、危機対応のほうが鮮明だ。その瞬間、だって民間は

死んでいるわけですから。円高云々というのはそのたびに政府ですかと言われてしまうと、私は疑問を持ってしまうのですけれども、ここは明確にあるので、そこは私はもっと制度を純化したほうが良いと思います。

○川村座長 私も財投分科会なんかでよく危機、補正の話が出たときに、4年続いた危機は第2次世界大戦と一緒にではないかと。それは平時ではないのですかと。ましてデフレといたら20年が危機かということになってしまうので、それはかねてから非常に疑問に思ったのと、私はリーマン危機より前のいわゆるITバブル崩壊後、地方が大変なときに50万円の流動性で自死しなければいけないような経営者が出てくる。そういう状況を九州のほうで見っていました。

あのとき一番立ち上がりが早くて頼りになったのは国民だったのです。そういうこともあつたりします。ですからそういうことから考えたら流動性というのは1つの私のキーワードかなと。今のお話を伺って感じたところです。

お時間の関係もあるのですが、菊地委員、どうぞ。

○菊地委員 非常に素朴な意見ですけれども、私は50年ばかり商工中金さんとお取引があります。ですから企業経営をやっています池内さんのおっしゃったように、雨が降ったとき傘を貸す銀行だと。我々はそれにプラス、商工中金は命綱だというような合い言葉で商工中金さんとずっとやってきているわけですけれども、非常に商工中金さんの歴代の職員の方が熱心なのです。だから商工中金は中小企業に対する人材といえますか、そういう面でものすごく貢献しているのではないかと思います。

それから、ちょっとこれはまた話は別ですけれども、興信所の倒産情報を見ますと大体必ず商工中金が債権者に載っているのです。これはある意味、民間企業でしたら大変ですが、それだけ最後まで企業の面倒を見ているということではないか。そういう意味で私はいいほうの点をつけているのですけれども、いろいろな商工中金さんの背負っている使命を今回のいろいろな問題で小さくしないようお願いしたいなど。

もう一つ、地方銀行との協調融資ですけれども、もう少し積極的に地方銀行と組んでやれないものか。これは非常に思います。私どもの足利というところは非常にその辺は協調融資をよくやっています、私どもでまた新規事業をやるとき、商工中金さんが中心になりまして、地元銀行、信用金庫さんとの協調融資で事業を始めた。そのようなこともありますので、ぜひ対立するのではなくて、なるだけ協調をしてやっていただきたいなど思います。

以上です。

○川村座長 御発言いただいてついでと言ったらあれなのですけれども、商工中金の危機対応の業務についていかがですか。

○菊地委員 危機対応につきましては、大方の方が大変なときに商工中金さんがすぐそういう対応をしてくれたというので、非常に感謝しているわけです。ただ、今お話のあるように、それが次から次へだったら続いて今回の問題が出てしまったと思うので、めり張り

をつけてしたほうがよろしいのではないかと思います。

○川村座長 ありがとうございます。

それでは、翁委員、いかがでしょう。

○翁委員 私も今まで皆様の意見にほとんど共通すると思うのですがけれども、危機認定についてはより限定的にしていくことが非常に重要だとまず思いますのと、危機対応の期間につきましても限定的にしていく。今度、2018年4月の信用保証もまさにそういう趣旨で短くしているわけです。ですから危機対応という制度そのものにつきましても、そういう考え方が必要だと思います。

それから、富山委員や家森委員がおっしゃったように、まさにこの問題が深刻化するのにはゾンビになってしまうとか、ソルベンシーの問題になってしまう問題です。そしてまず流動性をつけることに危機対応の意味があり、それが本当の危機のときにきちんとできるようにしていくことを考えていくということだと思います。

そうであれば窓口があればいいということであって、例えば地震とかで、その地域の金融機関がだめになっても、商工中金がもし大丈夫というのなら、それは全国ネットがあるからということだと思います。でもそうだとしたらメガ銀行だって条件は同じであるはずですから、商工中金でなければできないという理由はないように思います。

商工中金は、指定金融機関に民間が手を挙げなかったので危機対応が義務付けられることになっていますけれども、制度改善により、商工中金がそれがゆえにこれと切り離すことができないという考え方から離れるべきだと思います。

○川村座長 多胡委員、いかがでしょうか。

○多胡委員 皆さんおっしゃっていることを勝手に整理するみたいで恐縮なのですが、きょう一番はっきりさせさかったことは、危機対応業務があるから公的サポート、こういう建て付けがどうなのかということです。まさに座長が御質問されたところにも尽きると思うのですが、危機対応業務はなぜ商工中金と日本公庫だけだったのか。これは理由がわからなかったのです。きょうよくわかりました。いろいろ突き詰めていったら、要は富山さんがおっしゃったような窓口のところだけだと。ただそれだけのために、それをやるのが公的サポートだという整理の仕方って果たしていいのでしょうか。

翁さんがおっしゃったことともつながるのだけれども、これって何か建て付けが違うのではないかと思います。というよりは、建て付けは「平時における民業補完」で組み立てなければおかしい。「平時における民業補完があるから公的サポート」、こういうふうに組みかえなければいけないと思うのです。この間、1回目のときにも同じことを私は言ったのですが、そもそものところを変えなければいけない。詰めていったら危機対応業務は結局そのところだけと言ったら失礼だけれども、そこがポイントだったというのはきょうよくわかったのです。

平時における民業補完があるから公的サポートと考えると、民業補完というのは前回から、きょうもそうなのですから、ミドルリスク層と事業再生、ここがポイントになる。

民間金融機関のここははっきり言って二極化しています。金融機関によってやっているところと全くやっていないだめなところがあるわけです。この議論をすると公的金融のいい事例が出る地域というのは銀行とか信用金庫がだめなところなのです。民間がしっかりと取り組んでいない地域なのです。というふうに地域によって濃淡がものすごくある。

次に平時における民業補完、すなわちミドルリスク層と事業再生をやるという場合に必ず必要な条件があります。長期資金だけではできません。長期と短期、両方要るのです。つまり例えば長期資金を出してもミドルリスク層だったら決済口座、すなわち短期で途上与信管理、リスク管理をちゃんとやらないとあつという間におかしくなるわけです。だから長期の資金だけでミドルリスク層、これはあり得ないです。

もう一つ、事業再生で運転資金のモニタリングなくして事業再生はできません。ということは商工中金は両方持っているから民業補完ができる金融機関なのです。たまたまきょうの地方銀行協会さんのプレゼンの中に日本公庫のところが出ているわけで、こちらのほうが民業圧迫の件数が多いのです。きょうは商工中金のお話だけかもしれないけれども、ちょっとここに入ると、日本公庫の業務は3つあるわけではないですか。農林と国民生活については私の聞いている限り、民間金融機関からどうこう言われたことはない。民業圧迫は全部中小企業事業なのです。ここは長期の資金しかないのですが、長期の資金だけでミドルリスク層と事業再生は果たしてできるのか。実は平成18年の翁座長と行革をやったときも、ここが一番たしか議論になったのです。

日本公庫の話はこれぐらいにしておきますけれども、商工中金は長期と短期を持っているから民業補完ができる金融機関なのです。そういう意味では呼び水という言葉が先ほどあつただけけれども、それをやることで民間のはっきり言って遅れているというか、やろうとしない、海外的に言うとレイジーバング、このレイジーバンクを覚醒させなければいけない。そういう意味の呼び水効果として非常に重要だし、今、金融庁ですつとこの2年間ぐらいやっている地域金融改革の1つのまさに呼び水というか、プレッシャーをかける。そういう形で商工中金は頑張っしてほしいという気持ちはあります。

○川村座長 中原委員、いかがでしょう。

○中原委員 私も少しずつ霧が晴れていくような気がしています。くどいようですけども、指定銀行に申請がなかったのは手続が大変であつたということだと私も理解します。が、緊急時に手続が煩雑だつたら困りますよね。これは矛盾するわけです。ある程度不正といいますか、適正ではない使い方をする不心得者がいるかもしれないけれども、流動性を出さず緊急事態に手続が大変であつたという事が反省点だつたのだろうなと思います。したがって、私は正直言ってこの緊急制度というのは公庫に集中すべきなのか、それともあまねくすべての金融機関が使える制度にすべきなのか判断がつかなかったのですが、今の意見としては手続をできるだけ簡単にし、期間を限定し、流動性を高めるということに目的を絞って、あらゆる銀行を使うというシステムに変えていくのが正しいのだろうと思います。

それから、危機対応だけをやる金融機関というのは存在し得ないのだろうなと思うのです。消防署が火事のとときだけ動けばいいと言ったって動けるわけがないわけで、常に演習をしておかなければいけないのと同じように、金融機関が成立する為には商工中金ではプロパーという言い方をされている平時の業務、これをある程度充実させない限りは緊急融資といえますか、緊急対応もできないだろうなと思います。

○川村座長 私もこの議論、先ほど公庫の話をしないうちながら私が触れるのも変なのですけれども、公庫は何をもって金融機関と言うかという定義にもよりますが、決定的に決済機能を持っていないというところがあって、短期ができない。要するに振り込みだ何だできないということになると、そういう意味で我々の認識している広い意味での金融機関かもしれないけれども、銀行ではない。ところが、商工中金は全部持っているいわゆるフルバンクというか普通の金融機関だよなと。そうすると、ここを整理しなければいけないのは、危機対応業務といったときに言いかえると途中で指定金融機関にノミネートなぜしなかったという疑問は大分きょうは御説明いただいたわけですが、そうすると危機対応業務に対して金融機関がやってはいけないのかという逆の質問にもなり得るわけです。そうすると、それはやっていいというのは当たり前の話で、しかも危機対応業務というのは別に金融機関のためにあるのではなくて、利用者のためにあるわけですから、その利用者目線から見たら、危機だと言ったらすぐ流動性が、びしゃびしゃとはいかないまでも、少なくとも最低限必要なものは迅速に手元に来るという体制をどう整えるかということで、それは別に特別に商工中金がこれがないとダメ、やらなければいけないとか、民間は手間がかかるからやらないとか、そういう話ではなくて、手間がかかるのだったら手間がかからないようにすればいいし、それは別に商工中金はやってはいけないという話ではないし、ただ、やり方にいろいろ工夫があって、一方でコスト、先ほど富山委員もおっしゃったように、そのためだけにいつ起こるかわからないことに備えて何百人、何億円というシステムを動かすわけにいかないというのも一方であるわけだから、そういうときに平時からすぐ非常時にシフトできる体制を日本全国でどうやってつくっていくか。そういうことではないかと委員の皆さんのお話を伺って、そんな感じが私なりの頭の整理です。

○富山委員 あのとときにお金をとってきた立場から言うと、業務としては簡単なのです。形式審査だから書類が整っていればお金は出るので。なのでそんな高尚なことをやっているわけでも何でもなくて、だって今、中原先生が言われたように要は出すことが目的で、あまり審査なんかやっていたら、多少悪いことをする人はいるかもしれないけれども、あの瞬間は危機状況なので形式審査でばんばん出すというのが目的ですから、そういった意味で言うてしまうとくどいようですが、窓口の量的なキャパさえ確保されていれば、あの状況はしのげるのです。そんな高尚なインベストメント・バンキングとか、マーチャント・バンキングみたいな議論は全然求められていないわけで、ということは真面目にちゃんと書類を見て、チェックしてお金を出すという業務をちゃんとやってくれればいわけで、それは当然、地域金融機関は持っているし、農協だって持っているし、ですからやは

りそこが中心になっていくべきで、もちろんone of themとして商中がいたっていいのだけれども、そこは先ほど翁さんが言われたように、そのために商中が存在するわけではないと思います。だからそこは危機対応業務というものの本質をここで一度ちゃんと整理してみて、その中で誰がどうやっていくべきかというのは、今後の危機対応融資の制度設計の中に反映させるのは、私も全く正しいと思います。

○地銀協飯嶋一般委員長 危機時のということなのですからけれども、先ほど手を挙げなかったというのは煩雑だということだけじゃないです、代替手段があったということを申しあげたい。

先ほど富山委員からありましたけれども、私ども千葉銀行の場合、千葉も若干被災しておりまして、2週間で何をやったかという、全営業マンに決済は大丈夫かというのを全部聞きに行かせて、プロパーで2週間で対応した。それはやっています。その上で、その後どうするかという話で、例えばセーフティネット5号の審査が保証協会を通らなかった理由はわかりませんが、例えばその事業者が危機対応融資の審査で通ったとすれば、同じ目的なのに何で審査基準が違うんだというところは考えていただくことが必要なのかもしれないと思っております。

○川村座長 ありがとうございます。

家森委員、いかがでしょうか。

○家森委員 先ほどの実際の危機管理対応のパフォーマンスのことについて、もし御紹介していただけるなら聞いてみたいのですけれども。

○川村座長 せっかくですから商工中金の側で、何かデータとかお手元にございましたら御説明いただけますでしょうか。

○商工中金安達社長 危機対応について、まず私どもの特徴なのですけれども、1つは全国に100店舗あって、どの危機についても全国で支援できるということ。それから、決済機能を活かしながら平時からお付き合いしているので迅速に対応できる。それから、内池さんが先ほどおっしゃいましたが、系統金融機関なので、例えばリーマンショック時には中小企業組合1,068団体に対して、3.5万人の構成員の方に危機対応の説明をしたりということで、危機対応融資をやらせていただいているという体制でございます。

それから、家森先生の御質問でございますけれども、私ども危機対応業務は、業務先は要注意先の比率が45.6%と極めて高くなっているのですが、通常のプロパーは33%程度なのですけれども、それで破綻率なのですが、危機対応の融資先は24年度から28年度累計で0.38%、プロパーのみのところでも0.38%ということであまり有意に差がないところでございます。これは日ごろからリレーションバンキングをやっている成果、それから、もう一方、危機対応は経営支援型利子補給制度というものが結構ありまして、経営改善計画の策定支援とか、定期的な経営指導を行っているというのが1つございます。

もう一つは、返済猶予等の条件変更の措置を結構多くとっております。436、最近やっているのですけれども、そういうことを講ずることによって破綻率というのはそんなに高

くならないのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○川村座長 ついでに思いついた質問で恐縮ですが、商中さんでも飯嶋さんでも結構なのですが、もし御存じであれば今、危機対応で破綻率が非常に低いというお話がありました。

これは保証協会の保証でやった場合の破綻率はどのような感じなのでしょうか。

○地銀協飯嶋一般委員長 千葉銀行の例でいきますと、セーフティネット5号を使ったところの格付遷移を見てきたのですけれども、その後、支援する中で正常先にランクアップしていたのが25、約弁が終わって完済した先がやはり15%ぐらいありますので、40%ぐらいは正常化したというところと、あとはその間、要注意先にとどまっているところが約半分で、デフォルト自体は5%も件数で言えないというようなイメージでございます。

○富山委員 やや経験則的な話になってしまうのですけれども、危機というのは要は一過性の現象なので、裏返して言うとむしろ有意差がないということはある種、普通にやっておられたということなのです。要はそれさえ過ぎてしまえば何も起きていないわけで、なのでそこは割といいナンバーだったのです。変わっていないということがいいナンバーで、ただ、裏返して言ってしまうと、実は先ほどのゾンビ化の議論の本当の問題は、破綻してくれるのだったらまだ実は社会的害悪は実はないのです。ゾンビの状態下手するとブラックな状態で会社が存続し続けてしまって、場合によっては周りの中小企業同士でほかの会社の足を引っ張ってしまうということが起きると、むしろ社会経済的にはいろいろな問題を起こすし、今日のように人手不足になってきますと、ますますいろいろな問題を起こしてしまうわけです。だから多分恐らく今の日本であまり破綻率というのをあげつらって問題視するのは、私は多分違うような気がしています。

むしろ、これはなかなかデータがとれないのでしょうけれども、本当はそうやって商中さんなり、あるいは民間の金融機関さんなりが一生懸命サポートした結果として、それこそ雇用の質、要は例えば賃金がどうなったかであるとか、あるいは付加価値率がどうなったかであるとか、多分それが今、社会的に問われていて、きょうも求人倍率が47年ぶりの高さでしたっけ。これは多分、完全に人口動態的にこういうことが起きているわけですから、みんな景気が悪い悪いと言いながら求人倍率がどんどん上がっていくということは、これは明らかに景気の問題ではないのです。人口動態が少子高齢化で人口減少になっていく、高齢化するというところで起きているとすれば、実は金融機関の回り回って本当に大事な役割、特に中小企業の大事な役割は雇用の70%以上は中小企業が持っているわけですから、そこで働いている人々がどれだけ豊かになれるか、生活が安定できるかということが、私は実はここで議論しているところの究極のゴールだし、政府系金融機関もそれからそれをゴールにすべきだと考えているので、そうすると本当はそういうもし指標がとれば、そこでどれだけ仕事をしているのかというのが正しい指標のような気がしていて、ゾンビ企業は絶対に人件費は上がりませんから、ゾンビ企業は絶対に賃金を上げられないので、まだすぐデータはとれないのでしょうけれども、今後こういう議論をしていく上でもしそ

ういうものがとれていったらすばらしいなと思います。

○川村座長 それと大きな論点の1つは、先ほど波状的に出ていますけれども、危機の認定というか、何をもって危機と言うかということで、例えばリーマンショックって危機だったのかということも実はそう簡単な話ではないと個人的には思っていて、東日本大震災だとか、熊本地震だとか、今の科学、人間の知恵では全く予測し得ないことが突如、深度深く襲ってきたもの。これは明らかに危機なのだろうなと。だけれども、リーマンショックって我々金融の世界にいた人間だと、その前にパリバショックがあったわけだし、マーケットを見ていけば何か来るよねと。そうなのかというようなことが1つあると思うのです。

だからなかなかルール上、かくかくしかじか書き込めないにしても、ただ、少なくとも私はデフレ不況って危機なのかといたら、そうではないと思うし、円高も一晩さめたら70円になっていましたというのは危機かもしれないけれども、少なくともこれも危機とは言にくいだろうなと。そうするとかなり危機というのは狭く、突発性で深いという、抽象的にもそういうことしかないのではないかと思うのです。

ですから今回のいろいろ不正融資のものも、危機に名を借りたえぐいビジネスをやってしまったということなわけで、逆に言うと、そういうえぐいビジネスができないこそ危機なはずなのです。危機というのはクライシス、それをどうやって救済するかで、別にそこで商売をやろうという話ではないはずなのです。損しては困るかもしれないけれども、少なくともそこで収益を生むという話ではないのに、それがビジネスに使われてしまうというのは危機という認識自体がおかしいのではないかと私は感じているのですが、いかがでしょう。

○富山委員 だからあの瞬間は明らかに、流動性の供給は公共サービスなのです。でないとならば社会システムの底が抜けるわけだから、公共サービスを提供した。公共サービスを誰が民間で代行するかという話。だからまさに代理貸しの議論になるのですけれども、その議論だと思つので、本来それは要は公益サービスである以上は、そこで民間企業はレントをとってはいけないはずなので、それはまずいわけなのです。だからそこは私も明快だと思います。あの瞬間はどう考えても公共サービスが瞬間的に生まれているのだと思います。

○多胡委員 過去の例を言いますと、リーマンのときに100%の緊急保証がありますよね。あれを見ると本当に有効に効いたのは静岡県西部、愛知県、群馬県だと思っています。要は自動車産業なのです。その直前に強烈な設備投資をやって在庫が膨らんでいたから。でも全然関係ないところで緊急保証の融資残高がやたら伸びた県があるのです。80%保証のときは一切やらないけれども、100%になったとたん一生懸命やる。県名は言わないですけども、とんでもないところがいっぱいあるわけなんです。だから結局リーマンショックは全国だったかと思ったら、そうではないのです。業種は決まっているのです。ところが、こういう制度設計にすると国としてはものすごい無駄金を使っているのです。やはり制度が粗いのです。だから危機対応業務にしたってそういうところももう少しきめ細かくやら

ないといけません。震災の場合は明快ですよね。地域が限定されるから。一方、リーマンの場合は業種が明快なのに関係ないところがやたらふえたりするのです。そうすると銀行を見ると、やはりこいつらかとなるわけです。いつものことだなど。だからそういうところをしっかりと詰めておかないと本当に無駄遣いしますよね。

○富山委員 変な話、バス会社は全く影響がなかったです。あのときに急激に円高が進行したので、石油価格は下がるわ、円が強くなるわでめちゃくちゃPLがよくなってしまって、もともと現金商売なので、逆に我々の仕事の中で言うてしまうと製造業系は特に輸出系はめためたな状態で、要は売り上げが急に半分になってしまってレベニューキャッシュフローがなくなってしまって流動性が来たパターンだった。多胡先生のおっしゃるとおりで、だからそこはちゃんと見なければいけないでしょうね。

○家森委員 話を交えてしまいますけれども、商工中金の方にお尋ねしたいのですが、今回、ツーステップ・ローンで結構な金額が使われましたね。先ほど私も申し上げたように、本当にお金がないときにはツーステップ・ローンみたいな形でお金が必要なのですが、今回の危機で商工中金さんは確かに債券で資金調達されるから、普通の銀行よりは流動性について心配をされていて、あれだけの金額を必要とされたのか。実際に流動性の危機みたいなものが発生していたのでしょうか。

今後こういう危機のときにこの制度を残すとすると債券で調達するところには、一番必要になるので、そこでどうだったのかなというのを教えていただきたいというのが1点と、次回には銀行の方はいらっしゃらないかもしれないので銀行の方にも尋ねておきたいことがあります。危機とは離れるのですが、先ほど多胡先生が商工中金は短期も長期もできるのが特徴であると言われました。私も特徴だと思うのですが、それ故に支援もできるのですが、そうすると逆に言ったら民間と全く同じ機能をするので、ぱっと乗りかえられてしまうかもしれません。日本公庫なら少なくとも決済はできないから、顧客の流出は守れるので、商工中金のほうが組みにくいとかいうことはないのでしょうかという、そういうところを念のためにお尋ねします。

○商工中金安達社長 ツーステップ・ローンなのですけれども、これは制度当初は6,700億とか、4,600億とか使わせていただいたのですが、最近はほとんど使ってごさいません。これは自分たちで自己調達の資金で対応できるということでごさいます。

○家森委員 それでその危機のときにそれが使われたのは、どう必要だったのでしょうかということなのですけれども。

○商工中金安達社長 基本的には貸付原資が不足したときとか、そういうことです。当初の2～3年はリーマンとか東日本とかいうことで必要だったのですが、その後は原資は必要なかったので、ツーステップ・ローンは使っていないということでごさいます。

○地銀協飯嶋一般委員長 商工中金さんにつきましてはフルバンクということなので、広域に全国展開ということですが。日本銀行の金融レポートにもありましたけれども、日本はちょっと銀行が多いのではないですかというようなレポートも出ていたりしましたので、

競争が激化する可能性は当然あると思います。そこに特化した場合です。ただ、全く民間と同じ条件でやりますということであれば、それぞれの地域でせつせと民間同士の競争をしていくことになると思いますし、はっきりは言いませんけれども、千葉県で言えば商工中金さんは2店舗で、民間金融機関は地方銀行だけでも多分300ぐらいありますから、そこでどう商売されるのという話は私が答えるあれではないのですけれども、そういうことだと思います。

ただ、一方で再生とかいう局面になってきたときに、銀行の営業の人間は競合先がふえるというのはあるのですけれども、融資の人間というのは企業をサポートする段階になったときに、より多くの貸し手がいたほうが、お金の出し手がいたほうが、それは民間のリスク分散も含めて新たなお金を出せるというようなところは、そういう意見もありますし、ですから民間金融機関が全て商工中金さんの動向なりで意見が皆さんそれぞれ立場立場で、銀行の中でも違うというのがあります。

ただ、先ほど申しましたように全く同じ土俵で、同じ武器でやるのであれば、少なくとも千葉では負けないと思っています。

○川村座長 ビジネスの中に少し入ってきているかと思うのですけれども、翁委員、どうぞ。

○翁委員 その関連でなくてもよろしいですか。幾つか申し上げたいのですけれども、1つは危機の話は座長がおっしゃっていたとおりで、より限定的にしていけばだし、恐らく私は当初こういった議論を伺ったときに感じていたのは、リーマンショックとか大震災とかそういうことでの流動性のことが念頭にありましたので、むしろそういうものに限定していくということではないかと思っています。

それから、先ほど4ページのところで制度面の議論が出てきたのですけれども、制度面の事例という、そこで出てきた議論はとても私は重要だと思っています、金利のプライシングというのが日本の金融に非常に大きな影響を与えているということだと思っております。ですので先ほど金利が潰れているという話をされたのですが、リスクに見合ったリターンということと、政府系の関係というのがやや歪み、信用保証も含めてなのですけれども、そういうことがありますので、政府系のこの議論というのは商工中金の問題だけでなく、制度全体の議論というのが必要なのではないかと思うというのが2つ目です。

先ほどからの皆様の議論で、私もそう思いますけれども、今までは危機対応を担う必要があるので、公的金融機関としていわば民業圧迫を避けなければいけない。同時に完全民営化を目指さなければいけないというようなことで、ある意味、正反対のことを求められる非常に中途半端な位置づけになっていたということが、この問題の本質的なところにあるのではないかと考えていて、この矛盾をとにかく先送りすることだけはやめたほうが良いと思っています。

ただ、その先は幾つか、例えば民営化していく、それから、政府系金融機関として本当に特化していく、または民間の部分と本当に政府系の部分と分けて考えていく。そのよう

ないろいろな考え方があると思うので、それはある程度計数的な裏づけとか、そのような議論をしてシミュレーションとかそういうこともしていかなないと、本当は現実的な議論というのはできないとっていて、そのあたり今後の議論のできるような形で事務局にもサポートしていただきたいなと思います。

フルバンクを持つということは、フルバンクのまま公的金融機関でいいのかという問題もあるとっているのです。千葉銀行にとってはそうかもしれませんけれども、信用金庫にとっては、商工中金がフルバンクでメイン先だといった場合には競合はすごく大きいということで、そういう全体像を議論していかなないと非常に複雑で、論点は多いかなとっていますが、まず一番今日の議論のステップとしては、危機対応というところを少し整理することが必要かなと思いました。

○川村座長 私のかわりに整理していただいてありがとうございます。

そういう中で今、翁委員からの御指摘の計数的な、定量的なある程度めどをつかまないと、なかなか抽象議論では難しいというのはおっしゃるとおりで、それを事務局にという宿題が出てしまったのですけれども、それはちょっと期間とあれでかなり厳しいので、私のお願いで、そのオブレーションからリリースしていただければと思います。

ただ、正直言って危機対応業務と政府による保有ということが裏腹の関係になって、一方が外れたら一方も外れるということになると、その先に当然、民営化というのが見えてくる。そうすると、何かがすぐ考えるのは、では幾らで売り出すんだと。言いかえると国の資産を売り出すわけなので、できるだけ高く売らなければいけない。そうするとバリエーションをどうするかということで、できるだけバリューが高くなければ困るというのは当然あるので、ではそういうバリューが高い企業、組織であるためにどういうビジネスライクを考えるのか。

そうすると1つのヒントは次回以降の議論になると思うのですが、富山委員がまさに指摘された一番儲からないと言われていたところが一番儲かる。そこをやりなさいということとははっきりしている。これは初回から各委員も御指摘の、ここをやりなさいよということだろうなということとは言えると思うのです。ただ、そうは言ってもどういうふうにするのか。人数あるいは支店の数、一方で考えると、かつての引受免許を持っている証券会社と銀行の数ぐらいの支店の数に差があるのだけれども、そのときに証券会社がどうやって生き残ってきたかみたいなことも頭をよぎるわけです。その辺をつらつら整理して、以降の議論に発展させていきたいと思っています。

本日は非常にプレゼンターだけで来ていただいた話がディスカッションにも積極的に加わっていただいて、我々も目を開かれるような部分もたくさんございました。次回以降、ますますこの議論は、最初から熱いので、このまま熱く終わると思いますが、次回、一応現状の予定では12月11日を1つの目途にしております。今後、本日の議事概要、議事録を作成いたしまして、後日、公表する予定でございます。

ちょっと早く始めたので、ちょっと早く終わりますけれども、飯嶋さん、そして内池さ

ん、大変ありがとうございました。また、委員の皆様も御多用の中、大変ありがとうございました。それでは、第2回の検討会を終了いたします。